

商品名	アプリ定期	
	〈単利型〉	〈複利型〉
販売対象	・大阪商工信金アプリに口座を登録している18歳以上の個人の方	
期間	・定型方式 1年 自動継続(元金継続)	・定型方式 3年、5年 自動継続(元金継続)
預入	(1) 預入方法 ・アプリに口座登録しているご本人さま名義の普通預金口座から振替によるお預け入れ ・アプリを操作のうえお申し込み	
	(2) 預入金額 ・10万円以上、上限の定めはありません。	
	(3) 預入単位 ・1円単位	
払戻方法	・ご本人さま名義の普通預金(指定振替口座)へ振替による払い戻し	
利息	(1) 適用金利 ・固定金利 預入時の本商品所定の利率を約定利率として満期日まで適用します。 ・自動継続後の利率は、継続日における「アプリ定期」の利率を適用します。	
	(2) 利払方法 ・満期日以降に一括して振替指定口座に入金します。	
	(3) 計算方法	・付利単位を1円とし、1年を365日とする日割計算。
税金	・お利息には20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。	
手数料	・手数料はかかりません。	
付加できる特約事項	・営業店窓口、まいどおおきに支店テレホンバンキングサービス、インターネットバンキング、ATMではお取扱いできません。 ・通帳、証書の発行はいたしません。 ・マル優の取り扱いができません。	
中途解約時の取り扱い	・下記(表1)の期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数計算により算出した期限前解約利息と共に支払います。	・下記(表1)の期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により6か月毎の複利で計算した期限前解約利息と共に支払います。
金利情報の入手方法	・金利は当金庫ホームページまたはお客さまサポートセンター専用フリーダイヤルへご照会ください。	
苦情処理措置 紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店または総務部(9時～17時、電話:06-6267-1636)にお申し出ください。</li> <li>紛争解決措置 公益社団法人民間総合調停センター(電話:06-6364-7644)、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは当金庫営業日に上記総務部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客さまから上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争を解決する方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。くわしくは、東京三弁護士会、当金庫総務部もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。</li> </ul>	
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>預金保険制度の対象となります。</li> <li>預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。(当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金を除くそれらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息等が保護されます。)</li> </ul>	

〈表 1〉

約定期間 預入していた期間	1年もの	3年もの	5年もの
6か月未満	解約日における普通預金利率		
6か月以上 1年未満	約定利率×50%	約定利率×40%	約定利率×30%
1年以上 1年6か月未満	—	約定利率×50%	約定利率×40%
1年6か月以上 2年未満		約定利率×60%	約定利率×50%
2年以上 2年6か月未満		約定利率×70%	約定利率×60%
2年6か月以上 3年未満		約定利率×90%	約定利率×70%
3年以上 4年未満		—	約定利率×80%
4年以上 5年未満	約定利率×90%		